### 造林事業請負契約書(案)

1 事業名 造林事業請負 (六ヶ所地区機械地拵・植付)

2 事業場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字尾駮第一国有林2203林班は5小班外1

3 事業量 機械地拵 2.32ha 植付 2.32ha

4 事業期間 契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで

ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1作業内訳書のとおり

5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額

金 円也)

6 技術提案事項の履行確保 該当なし

7 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	į	選択条項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号	
×	契約保証金の納付 価証券等の提供	第4条第1項第2号	
×	銀行、甲が確実と	第4条第1項第3号	
×	公共工事履行保証	第4条第1項第4号	
×	履行保証保険契約	第4条第1項第5号	
×	支給材料及び貸与	第15条	
	部分払	月 回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項	
0	国庫債務負担行為	第40条	

### 8 支給材料及び貸与物件

品名	品 質 規 格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

### 9 特約事項 別紙2及び別紙3のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月17日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 青森県十和田市西二番町1-27 分任支出負担行為担当官 三八上北森林管理署長 古川 繁樹 印

請負者 住所

印

# 作業内訳書

記入番号	作業種及び作業手段	林班 小班	林齢	面積	単位	作業期間	備考
1	当年度地拵 全刈枝条存置 機械刈	2203 は5		0.82	ha	契約締結の翌日~ 令和8年10月30日	六ヶ所
2	当年度地拵 全刈枝条存置 機械刈	2206 い3		1.50	ha	契約締結の翌日~ 令和8年10月30日	六ヶ所
	機械地拵 計			2.32	ha		
3	植 付 人 力	2203 は5		0.82	ha	契約締結の翌日~ 令和8年10月30日	スキ゛コンテナ 1,650本 六ヶ所
4	植 付 人 カ	2206 い3		1.50	ha	契約締結の翌日~ 令和8年10月30日	スギコンテナ 3,000本 六ヶ所
	植付 計			2.32	ha		

## 国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除の区分	選一拼	選択条項		
	各会計年度における請負金の支 払限度額	令和7年度	金0円	第40条第1項
0		令和8年度	円	
		令和 年度	円	
	支払限度額に対応する各会計年 度の出来高予定	令和 年度	円	第40条第2項
		令和 年度	円	
		令和 年度	円	
	前払金			第41条
	翌会計年度の前払金相当額		円	第41条第3項
	部分払			第42条
	前払金の支払を受けている場合	(a)		第42条第2項
	の部分払額の決定	(b)		
	各会計年度において部分払を請	令和7年度	0 回	第42条第3項
	求できる回数	令和8年度	月回	
		令和 年度	口	

### 特約事項(造林事業)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、 感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。